

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)

改正	平成12年12月26日科学技術庁告示第12号	
	同 12年12月26日同	第17号
		文部科学省
	同 13年 6月15日経済産業省	第1号
		国土交通省
	同 15年12月25日同	第1号
	同 16年12月24日同	第1号
	同 17年11月24日同	第1号
	同 18年12月26日同	第1号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)の規定に基づき、及び同規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日から適用する。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(金属製中型容器の基準)

第二条 規則第一条第六号の主務大臣の定める基準は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第二十五条の五第二項第一号で定めるもののうち、容器等級がⅠ又はⅡの危険物を収納する金属製IBC容器に係る基準とする。

(L型輸送物として運搬できる核燃料物質等)

第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号及び第二号

に該当する核燃料物質等のうち核分裂性物質を含むものについては、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限る。

- 一 核燃料物質等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

核燃料物質等の区分		放射能の量
固 体	<p>容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセル（以下「カプセル」という。）であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形核燃料物質等」という。）</p> <p>イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である核燃料物質等にあつては、衝撃試験、打撃試</p>	<p>別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A₁値」という。）の千分の一</p>

		<p>験及び曲げ試験)を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については主務大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については主務大臣が認める試験、加熱試験にあつては主務大臣が認める試験に代えることができる。</p>	
		特別形核燃料物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第四及び別表第五にあつては、第二欄)に掲げる数量(以下「A ₂ 値」という。)の千分の一
液体			A ₂ 値の一万分の一
気 体		トリチウム	〇・八テラベクレル
	その	特別形核燃料物質等	A ₁ 値の千分の一
	他の もの	特別形核燃料物質等以外 のもの	A ₂ 値の千分の一

二 機器又は装置(二 核燃料物質等を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。)に含まれる核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納されている核燃料輸送物一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

核燃料物質等の区分		機器等一個当たりに含まれる放射能の量	核燃料輸送物一個当たりに含まれる放射能の量	
固体	特別形核燃料物質等	A ₁ 値の百分の一	A ₁ 値	
	特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値	
液体		A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の十分の一	
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル	八テラベクレル	
	その他のもの	特別形核燃料物質等	A ₁ 値の千分の一	A ₁ 値の百分の一
		特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の百分の一

ロ 収納されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における第八条に規定する線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 当該機器等(放射線発光塗料を用いたものを除く。)は「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。

ニ 当該機器等は、核燃料物質等を完全に密封しうる構造を有すること。

三 機器等に含まれる天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであって未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であって、次に掲げる要件に適合するもの

イ 機器等に他の放射性物質が含まれないこと。

ロ 表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

四 核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの

イ 密度が第九条に規定する密度の百倍を超えないこと。

ロ 当該容器に収納されていること。

ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

ニ 容器の構造物中にウラン又はトリウムが含まれる場合にあつては、これらの表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

(A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度)

第四条 規則第三条第一項第二号の主務大臣の定める量は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

核燃料物質等の区分	放射能の量
特別形核燃料物質等	A ₁ 値
特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値

(低比放射性物質及び表面汚染物)

第五条 規則第三条第二項の主務大臣の定める低比放射性物質は、次に掲げる各号の一に該当する核燃料物質等であって、容器に収納することとした場合に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次に掲げる要件の一に適合するもの(以下「LSA-I」という。)

イ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であつて固体状若しくは液体状のもの

ロ 核分裂性物質以外の核燃料物質等であつて、A₂ 値に制限がないもの

二 前号に掲げる核燃料物質等以外のものであつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA-II」という。)

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に分布しているもの

ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適合するもの

核燃料物質等の区分	要件
-----------	----

固体	可燃性のもの	放射能の量が A ₂ 値の百倍を超えず、かつ、当該核燃料物質等の全体について平均した放射能濃度(以下「平均放射能濃度」という。)が一グラム当たり A ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
	可燃性以外のもの	平均放射能濃度が一グラム当たり A ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
液体	トリチウム水	放射能の量が A ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一立方センチメートル当たり〇・八ギガベクレルを超えないこと。
	トリチウム水以外のもの	放射能の量が A ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A ₂ 値の十万分の一を超えないこと。
気体		放射能の量が A ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A ₂ 値の一万分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの(以下「L S A - III」という。)

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に均一に分布していること。

ロ 平均放射能濃度が一グラム当たり A₂ 値の五百分の一を超えないこと。

ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量が A₂ 値の十分の一を超えないこと。

ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量が A₂ 値の百倍を超えないこと。

2 規則第三条第二項の主務大臣の定める表面汚染物は、核燃料物質等によって表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、放射能の量が A₂ 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「S C O - I」という。)

表面の汚染の区分	密度
----------	----

通常の取扱いにおいて、人が触れるおそれがある表面の汚染であって、はく離するおそれがあるもの(以下「接近できる表面の非固定性汚染」という。)	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質(天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八、トリウム二三二、精鉱に含まれるトリウム二二八若しくはトリウム二三〇又はアルファ線を放出する物理的半減期が十日未満の放射性物質をいう。以下同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル 毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	四キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四十キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。)

表面の汚染の区分	密度
----------	----

接近できる 表面の非固 定性汚染	アルファ線を放出する低危険 性の放射性物質以外のアルフ ァ線を放出する放射性物質	四十ベクレル 毎平方センチ メートル
	アルファ線を放出しない放射 性物質及びアルファ線を放出 する低危険性の放射性物質	四百ベクレル 毎平方センチ メートル
その他の汚 染	アルファ線を放出する低危険 性の放射性物質以外のアルフ ァ線を放出する放射性物質	八十キロベク レル毎平方セ ンチメートル
	アルファ線を放出しない放射 性物質及びアルファ線を放出 する低危険性の放射性物質	八百キロベク レル毎平方セ ンチメートル

(低比放射性物質又は表面汚染物に係る核燃料輸送物の区分)

第六条 規則第三条第二項の主務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる核燃料輸送物の区分とする。

低比放射性物質又は 表面汚染物の区分		核燃料輸送物の区分	
		専用積載として運 搬する場合	専用積載としない で運搬する場合
L S A - I	固体	I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
	液体又は 気体	I P - 1 型輸送物	I P - 2 型輸送物
L S A - II	固体	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物
	液体又は 気体	I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
L S A - III		I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物

SCO-I	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
SCO-II	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物

(表示を要しないL型輸送物)

第七条 規則第四条第六号の主務大臣の定める場合は、第三条第二号、第三号及び第四号に定める核燃料物質等を運搬する場合とする。

(線量当量率)

第八条 規則第四条第七号の主務大臣の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、主務大臣が認めた場合は、この限りでない。

(表面密度限度)

第九条 規則第四条第八号の主務大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。ただし、通常の見扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性物質の密度については、この限りでない。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(核分裂性物質とならない核燃料物質)

第十条 規則第四条第九号の主務大臣の定める核燃料物質は天然ウラン又は劣化ウラン(熱中性子炉以外で照射されたものを除く。)とする。

(表面又は表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に係る承認の申請書)

第十一条 規則第五条第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 規則第五条第七号ただし書の規定による承認の申請にあっては核燃料輸送物の表面における線量当量率、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあっては核燃料輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率
- 四 承認を受けようとする理由
- 五 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(最大線量当量率に乗ずる係数)

第十二条 規則第五条第八号の主務大臣の定める係数は、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

コンテナ又はタンクの最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートルを超え五平方メートル以下	二
五平方メートルを超え二十平方メートル以下	三
二十平方メートルを超える	十

(A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件)

第十三条 規則第五条第十号の主務大臣の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等(気体状のトリチウム及び希ガスを除く。)が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る一般の試験条件)

第十四条 規則第六条第二号の主務大臣の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)

第十五条 規則第六条第二号ロの主務大臣の定める量は、 A_2 値の百万分の一とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件)

第十六条 規則第六条第三号の主務大臣の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

第十七条 規則第六条第三号ロの主務大臣の定める量は、 A_2 値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、 A_2 値の十倍とする。

(主務大臣の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等を収納した核燃料輸送物に係る試験条件)

第十八条 規則第六条第五号の主務大臣の定める量は、 A_2 値の十万倍とする。

2 規則第六条第五号の主務大臣の定める試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る一般の試験条件)

第十九条 規則第七条第二号の主務大臣の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る特別の試験条件)

第二十条 規則第七条第三号の主務大臣の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

(IP-2型輸送物に係る一般の試験条件)

第二十一条 規則第九条第一項第二号の主務大臣の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

(IP-3型輸送物に係る一般の試験条件)

第二十二条 規則第十条第一項第二号の主務大臣の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十に掲げる条件とする。

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

第二十三条 規則第十一条の主務大臣の定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一の荷送人により一又は二以上の輸送物を運搬するに当たり、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であり、かつ当該輸送物すべてに含まれるウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九又はプルトニウム二四一(以下「核分裂性核種」という。)の総量が次式において一を超えない範囲で運搬される場合であって、次に掲げる要件のいずれかに適合する核分裂性物質を収納したもの。ただし、当該輸送物すべてに含まれるベリリウム及び重水素(天然に存在するものを除く。)の重量が、それぞれ次の表の上欄に掲げる核分裂性物質の状態に応じ適用される同表の中欄及び下欄に掲げる重量のうち、最小のものの一パーセントを超えないものに限る。

$$\text{ウラン二三五の重量(グラム)} / X + \text{他の核分裂性核種の重量(グラム)} / Y$$

この場合において、X及びYは、次表による。

核分裂性物質の状態	核分裂性核種の重量	
	X(グラム)	Y(グラム)
平均水素濃度が水以下の物質との混合物である場合	四百	二百五十
平均水素濃度が水より大きい	二百九十	百八十

物質との混合物である場合		
--------------	--	--

- イ 個々の輸送物中の核分裂性核種の重量の合計が十五グラムを超えないもの
- ロ 水素が均一に分布している核分裂性物質であって、水素の重量に対する核分裂性核種の重量の比率が五パーセント未満であるもの
- ハ 収納されている核分裂性物質のうち、最も臨界に達しやすい〇・〇一立方メートルの体積中に含まれる核分裂性核種の重量が五グラムを超えないもの
- 二 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の重量の合計がウラン二三五の重量の一パーセント以下であって、核分裂性核種が均一に分布している核分裂性物質(ウラン二三五が、金属、酸化物又は炭化物として存在する場合において、当該核分裂性核種が格子状配列を構成するものを除く。)を収納したもの
- 三 次に掲げる要件に適合する硝酸ウラニル溶液を収納したもの
 - イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。
 - ロ プルトニウム及びウラン二三三を含む核分裂性物質であって、これらの重量の合計がウランの重量の〇・〇〇二パーセント以下であること。
 - ハ ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上のものであること。
- 四 収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの核燃料輸送物であって、プルトニウムの重量が一キログラム以下のもののうち、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の重量の合計がプルトニウムの重量の二十パーセント以下であるもの

(核分裂性輸送物に係る一般の試験条件)

第二十四条 規則第十一条第一号並びに第二号ロ及びニの主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十一に掲げる条件とする。

(核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)

第二十五条 規則第十一条第二号イ、ロ及びハの主務大臣の定める孤立系の条件は、次の各号に定める条件とする。

- 一 核分裂性輸送物の中を水で満たすこと。ただし、浸水及び漏水を防止する特別な措置が講じられた部分については、この限りでない。
- 二 収納される核燃料物質等は中性子増倍率が最大となる配置及び減速状態にすること。
- 三 密封装置の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があること。

(核分裂性輸送物に係る特別の試験条件)

第二十六条 規則第十一条第二号ハ及びホの主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十二に掲げる条件とする。

(核分裂性輸送物に係る配列系の条件)

第二十七条 規則第十一条第二号ニ及びホの主務大臣の定める配列系の条件は、任意に配列した核分裂性輸送物の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があることとする。

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物)

(主務大臣の定める量の六ふっ化ウラン)

第二十八条 規則第十二条第二項の主務大臣の定める量は、収納される六ふっ化ウランの重量が〇・一キログラムとする。

(六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件)

第二十九条 規則第十二条第二項第一号の主務大臣の定める六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件は、別記第十三に掲げる条件とする。

(六ふっ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件)

第三十条 規則第十二条第二項第二号の主務大臣の定める六ふっ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十四に掲げる条件とする。

(六ふっ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件)

第三十一条 規則第十二条第二項第三号の主務大臣の定める六ふっ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十五に掲げる条件とする。

(六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の代替試験の条件)

第三十二条 規則第十二条第三項第一号の主務大臣の定める試験条件は、別記第十六に掲げる条件とする。

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物)

第三十三条 規則第十三条第一号の主務大臣の定める低比放射性物質は、L S A - I とする。

2 規則第十三条第二号の主務大臣の定める表面汚染物は、S C O - I とする。

3 規則第十三条第二号ロただし書の主務大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
----------	----

アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(特別措置に係る承認の申請書)

第三十四条 規則第十四条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(危険物)

第三十五条 規則第十七条第三号の主務大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

第三十六条 規則第十七条第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の百倍をいう。以下同じ。)を合計した値又は当該運搬機器

に積載し、若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

- 2 規則第十七条第四号の規定により、二以上の核分裂性輸送物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、前項の規定に加え、当該運搬機器に積載し、又は収納する核分裂性輸送物のそれぞれの臨界安全指数(五十を規則第十一条第二号ニ又はホで求めた輸送制限個数で除して得られた値のうち、いずれか大なるものをいう。)を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する核分裂性輸送物の個数を制限するものとする。

(標識又は表示)

第三十七条 規則第十七条第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、L型輸送物にあっては、この限りでない。

核燃料輸送物の区分	標識	箇所
一 表面の最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類白標識 (別記第十七に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所
二 表面の最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識 (別記第十八に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所
三 前二号に掲げる核燃料輸送物以外のもの	第三類黄標識 (別記第十九に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所

- 二 次のイからチまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからチまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

イ 核燃料輸送物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所

- ロ 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量
- ハ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
- ニ BM型輸送物 「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字
- ホ BU型輸送物 「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字
- ヘ IP-1型輸送物 「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字
- ト IP-2型輸送物 「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字
- チ IP-3型輸送物 「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字

三 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク(別記第二十に掲げるもの)を鮮明に表示すること。

四 核分裂性輸送物にあつては、別記第二十一に掲げる標識を第一号に規定する標識に隣接して取り付けること。

(放射線業務従事者に係る線量限度)

第三十八条 規則第十七条第八号の主務大臣の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

- 一 五年間(平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。)につき百ミリシーベルト
- 二 一年間(四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。)につき五十ミリシーベルト
- 三 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業者等及び事業者等から運搬の委託を受けた者に書面で申し出た者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

2 規則第十七条第八号の主務大臣の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申出等により、事業者等及び事業者等から運搬の委託を受けた者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき二ミリシーベルト

(実効線量等の算定)

第三十九条 前条の実効線量は、一センチメートル線量当量とする。

2 前条の等価線量は、次のとおりとする。

一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三 第三十八条第二項第三号に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。

3 前条の実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくを除くものとする。

4 第一項及び第二項の規定については、主務大臣が認めた場合に他の方法により算定することを妨げるものではない。

(確認を要しない核分裂性物質)

第四十条 規則第十八条第二項の主務大臣の定める核分裂性物質は、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬される核分裂性物質とする。

(設計承認の申請等)

第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第一（既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二）による申請書に、同条第一項第二号の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、規則第二十一条第二項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した核燃料輸送物設計承認書を交付する。

一 設計承認番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 核燃料輸送物の名称

四 核燃料輸送物の種類

五 核燃料輸送物の外形寸法、重量その他の仕様

六 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項

七 収納物の密封性に関する事項

八 BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準

九 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

十 核燃料輸送物設計承認書の有効期間

- 3 前項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、当該核燃料輸送物の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。
- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 5 第三項の更新を受けた者は、遅滞なく核燃料輸送物設計承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。
- 6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて主務大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。
- 7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第五による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて主務大臣に提出しなければならない。
- 8 第一項の核燃料輸送物設計承認申請書、第四項の核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書、第六項の核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書及び第七項の核燃料輸送物設計承認書廃止届出書の提出部数は、それぞれ正本及び副本各一通とする。

(緊急作業に係る線量限度)

第四十二条 規則第二十六条第二項の主務大臣の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルトとする。

別表第一(第3条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値)	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値)
		単位 TBq	単位 TBq
1	³ H	40	40
4	⁷ Be	20	20
4	¹⁰ Be	40	0.6
6	¹¹ C	1	0.6
6	¹⁴ C	40	3
7	¹³ N	0.9	0.6
9	¹⁸ F	1	0.6
11	²² Na	0.5	0.5
11	²⁴ Na	0.2	0.2
12	²⁸ Mg	0.3	0.3
13	²⁶ Al	0.1	0.1
14	³¹ Si	0.6	0.6
14	³² Si	40	0.5
15	³² P	0.5	0.5
15	³³ P	40	1
16	³⁵ S	40	3
17	³⁶ Cl	10	0.6
17	³⁸ Cl	0.2	0.2
18	³⁷ Ar	40	40
18	³⁹ Ar	40	20
18	⁴¹ Ar	0.3	0.3
19	⁴⁰ K	0.9	0.9

第一欄		第二欄	第三欄
19	⁴² K	0.2	0.2
19	⁴³ K	0.7	0.6
20	⁴¹ Ca	制限なし	制限なし
20	⁴⁵ Ca	40	1
20	⁴⁷ Ca	3	0.3
21	⁴⁴ Sc	0.5	0.5
21	⁴⁶ Sc	0.5	0.5
21	⁴⁷ Sc	10	0.7
21	⁴⁸ Sc	0.3	0.3
22	⁴⁴ Ti	0.5	0.4
23	⁴⁸ V	0.4	0.4
23	⁴⁹ V	40	40
24	⁵¹ Cr	30	30
25	⁵² Mn	0.3	0.3
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし
25	⁵⁴ Mn	1	1
25	⁵⁶ Mn	0.3	0.3
26	⁵² Fe	0.3	0.3
26	⁵⁵ Fe	40	40
26	⁵⁹ Fe	0.9	0.9
26	⁶⁰ Fe	40	0.2
27	⁵⁵ Co	0.5	0.5
27	⁵⁶ Co	0.3	0.3
27	⁵⁷ Co	10	10
27	⁵⁸ Co	1	1
27	^{58m} Co	40	40
27	⁶⁰ Co	0.4	0.4
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし

第一欄		第二欄	第三欄
28	^{63}Ni	40	30
28	^{65}Ni	0.4	0.4
29	^{64}Cu	6	1
29	^{67}Cu	10	0.7
30	^{65}Zn	2	2
30	^{69}Zn	3	0.6
30	$^{69\text{m}}\text{Zn}$	3	0.6
31	^{67}Ga	7	3
31	^{68}Ga	0.5	0.5
31	^{72}Ga	0.4	0.4
32	^{68}Ge	0.5	0.5
32	^{71}Ge	40	40
32	^{77}Ge	0.3	0.3
33	^{72}As	0.3	0.3
33	^{73}As	40	40
33	^{74}As	1	0.9
33	^{76}As	0.3	0.3
33	^{77}As	20	0.7
34	^{75}Se	3	3
34	^{79}Se	40	2
35	^{76}Br	0.4	0.4
35	^{77}Br	3	3
35	^{82}Br	0.4	0.4
36	^{81}Kr	40	40
36	^{85}Kr	10	10
36	$^{85\text{m}}\text{Kr}$	8	3
36	^{87}Kr	0.2	0.2
37	^{81}Rb	2	0.8

第一欄		第二欄	第三欄
37	^{83}Rb	2	2
37	^{84}Rb	1	1
37	^{86}Rb	0.5	0.5
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の 混合比のも の)	制限なし	制限なし
38	^{82}Sr	0.2	0.2
38	^{85}Sr	2	2
38	$^{85\text{m}}\text{Sr}$	5	5
38	$^{87\text{m}}\text{Sr}$	3	3
38	^{89}Sr	0.6	0.6
38	^{90}Sr	0.3	0.3
38	^{91}Sr	0.3	0.3
38	^{92}Sr	1	0.3
39	^{87}Y	1	1
39	^{88}Y	0.4	0.4
39	^{90}Y	0.3	0.3
39	^{91}Y	0.6	0.6
39	$^{91\text{m}}\text{Y}$	2	2
39	^{92}Y	0.2	0.2
39	^{93}Y	0.3	0.3
40	^{88}Zr	3	3
40	^{93}Zr	制限なし	制限なし
40	^{95}Zr	2	0.8
40	^{97}Zr	0.4	0.4
41	$^{93\text{m}}\text{Nb}$	40	30
41	^{94}Nb	0.7	0.7

第一欄		第二欄	第三欄
41	⁹⁵ Nb	1	1
41	⁹⁷ Nb	0.9	0.6
42	⁹³ Mo	40	20
42	⁹⁹ Mo	1	0.6
43	^{95m} Tc	2	2
43	⁹⁶ Tc	0.4	0.4
43	^{96m} Tc	0.4	0.4
43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし
43	^{97m} Tc	40	1
43	⁹⁸ Tc	0.8	0.7
43	⁹⁹ Tc	40	0.9
43	^{99m} Tc	10	4
44	⁹⁷ Ru	5	5
44	¹⁰³ Ru	2	2
44	¹⁰⁵ Ru	1	0.6
44	¹⁰⁶ Ru	0.2	0.2
45	⁹⁹ Rh	2	2
45	¹⁰¹ Rh	4	3
45	¹⁰² Rh	0.5	0.5
45	^{102m} Rh	2	2
45	^{103m} Rh	40	40
45	¹⁰⁵ Rh	10	0.8
46	¹⁰³ Pd	40	40
46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし
46	¹⁰⁹ Pd	2	0.5
47	¹⁰⁵ Ag	2	2
47	^{108m} Ag	0.7	0.7
47	^{110m} Ag	0.4	0.4

第一欄		第二欄	第三欄
47	¹¹¹ Ag	2	0.6
48	¹⁰⁹ Cd	30	2
48	^{113m} Cd	40	0.5
48	¹¹⁵ Cd	3	0.4
48	^{115m} Cd	0.5	0.5
49	¹¹¹ In	3	3
49	^{113m} In	4	2
49	^{114m} In	10	0.5
49	^{115m} In	7	1
50	¹¹³ Sn	4	2
50	^{117m} Sn	7	0.4
50	^{119m} Sn	40	30
50	^{121m} Sn	40	0.9
50	¹²³ Sn	0.8	0.6
50	¹²⁵ Sn	0.4	0.4
50	¹²⁶ Sn	0.6	0.4
51	¹²² Sb	0.4	0.4
51	¹²⁴ Sb	0.6	0.6
51	¹²⁵ Sb	2	1
51	¹²⁶ Sb	0.4	0.4
52	¹²¹ Te	2	2
52	^{121m} Te	5	3
52	^{123m} Te	8	1
52	^{125m} Te	20	0.9
52	¹²⁷ Te	20	0.7
52	^{127m} Te	20	0.5
52	¹²⁹ Te	0.7	0.6
52	^{129m} Te	0.8	0.4

第一欄		第二欄	第三欄
52	^{131m}Te	0.7	0.5
52	^{132}Te	0.5	0.4
53	^{123}I	6	3
53	^{124}I	1	1
53	^{125}I	20	3
53	^{126}I	2	1
53	^{129}I	制限なし	制限なし
53	^{131}I	3	0.7
53	^{132}I	0.4	0.4
53	^{133}I	0.7	0.6
53	^{134}I	0.3	0.3
53	^{135}I	0.6	0.6
54	^{122}Xe	0.4	0.4
54	^{123}Xe	2	0.7
54	^{127}Xe	4	2
54	^{131m}Xe	40	40
54	^{133}Xe	20	10
54	^{135}Xe	3	2
55	^{129}Cs	4	4
55	^{131}Cs	30	30
55	^{132}Cs	1	1
55	^{134}Cs	0.7	0.7
55	^{134m}Cs	40	0.6
55	^{135}Cs	40	1
55	^{136}Cs	0.5	0.5
55	^{137}Cs	2	0.6
56	^{131}Ba	2	2
56	^{133}Ba	3	3

第一欄		第二欄	第三欄
56	^{133m}Ba	20	0.6
56	^{140}Ba	0.5	0.3
57	^{137}La	30	6
57	^{140}La	0.4	0.4
58	^{139}Ce	7	2
58	^{141}Ce	20	0.6
58	^{143}Ce	0.9	0.6
58	^{144}Ce	0.2	0.2
59	^{142}Pr	0.4	0.4
59	^{143}Pr	3	0.6
60	^{147}Nd	6	0.6
60	^{149}Nd	0.6	0.5
61	^{143}Pm	3	3
61	^{144}Pm	0.7	0.7
61	^{145}Pm	30	10
61	^{147}Pm	40	2
61	^{148m}Pm	0.8	0.7
61	^{149}Pm	2	0.6
61	^{151}Pm	2	0.6
62	^{145}Sm	10	10
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	40	10
62	^{153}Sm	9	0.6
63	^{147}Eu	2	2
63	^{148}Eu	0.5	0.5
63	^{149}Eu	20	20
63	^{150}Eu (短半減期のもの)	2	0.7

第一欄		第二欄	第三欄
63	^{150}Eu (長半減期のもの)	0.7	0.7
63	^{152}Eu	1	1
63	$^{152\text{m}}\text{Eu}$	0.8	0.8
63	^{154}Eu	0.9	0.6
63	^{155}Eu	20	3
63	^{156}Eu	0.7	0.7
64	^{146}Gd	0.5	0.5
64	^{148}Gd	20	0.002
64	^{153}Gd	10	9
64	^{159}Gd	3	0.6
65	^{157}Tb	40	40
65	^{158}Tb	1	1
65	^{160}Tb	1	0.6
66	^{159}Dy	20	20
66	^{165}Dy	0.9	0.6
66	^{166}Dy	0.9	0.3
67	^{166}Ho	0.4	0.4
67	$^{166\text{m}}\text{Ho}$	0.6	0.5
68	^{169}Er	40	1
68	^{171}Er	0.8	0.5
69	^{167}Tm	7	0.8
69	^{170}Tm	3	0.6
69	^{171}Tm	40	40
70	^{169}Yb	4	1
70	^{175}Yb	30	0.9
71	^{172}Lu	0.6	0.6
71	^{173}Lu	8	8

第一欄		第二欄	第三欄
71	¹⁷⁴ Lu	9	9
71	^{174m} Lu	20	10
71	¹⁷⁷ Lu	30	0.7
72	¹⁷² Hf	0.6	0.6
72	¹⁷⁵ Hf	3	3
72	¹⁸¹ Hf	2	0.5
72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし
73	¹⁷⁸ Ta(長半減期のもの)	1	0.8
73	¹⁷⁹ Ta	30	30
73	¹⁸² Ta	0.9	0.5
74	¹⁷⁸ W	9	5
74	¹⁸¹ W	30	30
74	¹⁸⁵ W	40	0.8
74	¹⁸⁷ W	2	0.6
74	¹⁸⁸ W	0.4	0.3
75	¹⁸⁴ Re	1	1
75	^{184m} Re	3	1
75	¹⁸⁶ Re	2	0.6
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし
75	¹⁸⁸ Re	0.4	0.4
75	¹⁸⁹ Re	3	0.6
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	¹⁸⁵ Os	1	1
76	¹⁹¹ Os	10	2
76	^{191m} Os	40	30
76	¹⁹³ Os	2	0.6

第一欄		第二欄	第三欄
76	¹⁹⁴ Os	0.3	0.3
77	¹⁸⁹ Ir	10	10
77	¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7
77	¹⁹² Ir	1	0.6
77	¹⁹⁴ Ir	0.3	0.3
78	¹⁸⁸ Pt	1	0.8
78	¹⁹¹ Pt	4	3
78	¹⁹³ Pt	40	40
78	^{193m} Pt	40	0.5
78	^{195m} Pt	10	0.5
78	¹⁹⁷ Pt	20	0.6
78	^{197m} Pt	10	0.6
79	¹⁹³ Au	7	2
79	¹⁹⁴ Au	1	1
79	¹⁹⁵ Au	10	6
79	¹⁹⁸ Au	1	0.6
79	¹⁹⁹ Au	10	0.6
80	¹⁹⁴ Hg	1	1
80	^{195m} Hg	3	0.7
80	¹⁹⁷ Hg	20	10
80	^{197m} Hg	10	0.4
80	²⁰³ Hg	5	1
81	²⁰⁰ Tl	0.9	0.9
81	²⁰¹ Tl	10	4
81	²⁰² Tl	2	2
81	²⁰⁴ Tl	10	0.7
82	²⁰¹ Pb	1	1
82	²⁰² Pb	40	20

第一欄		第二欄	第三欄
82	²⁰³ Pb	4	3
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし
82	²¹⁰ Pb	1	0.05
82	²¹² Pb	0.7	0.2
83	²⁰⁵ Bi	0.7	0.7
83	²⁰⁶ Bi	0.3	0.3
83	²⁰⁷ Bi	0.7	0.7
83	²¹⁰ Bi	1	0.6
83	^{210m} Bi	0.6	0.02
83	²¹² Bi	0.7	0.6
84	²¹⁰ Po	40	0.02
85	²¹¹ At	20	0.5
86	²²² Rn	0.3	0.004
88	²²³ Ra	0.4	0.007
88	²²⁴ Ra	0.4	0.02
88	²²⁵ Ra	0.2	0.004
88	²²⁶ Ra	0.2	0.003
88	²²⁸ Ra	0.6	0.02
89	²²⁵ Ac	0.8	0.006
89	²²⁷ Ac	0.9	0.00009
89	²²⁸ Ac	0.6	0.5
90	²²⁷ Th	10	0.005
90	²²⁸ Th	0.5	0.001
90	²²⁹ Th	5	0.0005
90	²³⁰ Th	10	0.001
90	²³¹ Th	40	0.02
90	²³² Th	制限なし	制限なし
90	²³⁴ Th	0.3	0.3

第一欄		第二欄	第三欄
90	Th(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし
91	²³⁰ Pa	2	0.07
91	²³¹ Pa	4	0.0004
91	²³³ Pa	5	0.7
92	²³⁰ U(F)	40	0.1
92	²³⁰ U(M)	40	0.004
92	²³⁰ U(S)	30	0.003
92	²³² U(F)	40	0.01
92	²³² U(M)	40	0.007
92	²³² U(S)	10	0.001
92	²³³ U(F)	40	0.09
92	²³³ U(M)	40	0.02
92	²³³ U(S)	40	0.006
92	²³⁴ U(F)	40	0.09
92	²³⁴ U(M)	40	0.02
92	²³⁴ U(S)	40	0.006
92	²³⁵ U	制限なし	制限なし
92	²³⁶ U(F)	制限なし	制限なし
92	²³⁶ U(M)	40	0.02
92	²³⁶ U(S)	40	0.006
92	²³⁸ U	制限なし	制限なし
92	U(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし
92	U(未照射、 かつ濃縮度 20%以下の もの)	制限なし	制限なし

第一欄		第二欄	第三欄
92	U(劣化したもの)	制限なし	制限なし
93	^{235}Np	40	40
93	^{236}Np (短半減期のもの)	20	2
93	^{236}Np (長半減期のもの)	9	0.02
93	^{237}Np	20	0.002
93	^{239}Np	7	0.4
94	^{236}Pu	30	0.003
94	^{237}Pu	20	20
94	^{238}Pu	10	0.001
94	^{239}Pu	10	0.001
94	^{240}Pu	10	0.001
94	^{241}Pu	40	0.06
94	^{242}Pu	10	0.001
94	^{244}Pu	0.4	0.001
95	^{241}Am	10	0.001
95	$^{242\text{m}}\text{Am}$	10	0.001
95	^{243}Am	5	0.001
96	^{240}Cm	40	0.02
96	^{241}Cm	2	1
96	^{242}Cm	40	0.01
96	^{243}Cm	9	0.001
96	^{244}Cm	20	0.002
96	^{245}Cm	9	0.0009
96	^{246}Cm	9	0.0009
96	^{247}Cm	3	0.001

第一欄		第二欄	第三欄
96	^{248}Cm	0.02	0.0003
97	^{247}Bk	8	0.0008
97	^{249}Bk	40	0.3
98	^{248}Cf	40	0.006
98	^{249}Cf	3	0.0008
98	^{250}Cf	20	0.002
98	^{251}Cf	7	0.0007
98	^{252}Cf	0.1	0.003
98	^{253}Cf	40	0.04
98	^{254}Cf	0.001	0.001

(備考) (F)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、 UF_6 、 UO_2F_2 及び $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$ の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(M)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、 UO_3 、 UF_4 、 UCl_4 及び 6 価の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(S)は(F)及び(M)に定めた以外のすべてのウラン化合物に適用する。

別表第二(第3条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。) イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。) ロ ベータ線を放出する場合 ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和六十三年科学技術庁告示第二十号)(以下「線量告示」という。)別表第一中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。) ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(線量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。) ホ アルファ線を放出する場合	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$ (40 を超える場合には、40) $1 \times 10^{-12} / e_{\beta}$ (40 を超える場合には、40) — — $5 \times 10^{-1} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$ (40 を超える場合には、40) $2.8 \times 10^{-14} / h_{skin}$ (40 を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40) $1.9 \times 10^{-14} / h_{sub}$ (40 を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)
二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質(以下「娘核種」という。)の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
三 放出する放射線が二種類以上の場合(四に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は 1 メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 e_{β} は自己しゃへい体から 1 メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は放射性物質の単位密度当たりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち小なるものを、 h_{sub} はサブマージョンの実効線量係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$)をそれぞれ示す。

別表第三(第3条関係)

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値)	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値)

	単位 TBq	単位 TBq
一 ベータ線又はガンマ線のみを放出する場合	0.1	0.02
二 アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない場合	0.2	9×10 ⁻⁵
三 一及び二に該当しない場合	0.001	9×10 ⁻⁵

別表第四(第3条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区 分	数 量 単位 TBq
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかであって種類別の数量の一部又は一部が明らかなでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) + (y/Y) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 y は種類又は種類別の数量が明らかなでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部が明らかなでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五(第3条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区 分	数 量(A ₂ 値) 単位 TBq
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$(1/f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n)$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$(1/f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y)$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_y は種類が明らかなでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六(第3条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと同じ放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
その系列のすべての放射性物質(親核種を除く。)の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第三条関係) 特別形核燃料物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする核燃料物質等をできるだけ模擬した供試物(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空気中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の核燃料物質等(カプセルに封入されたものを除く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (3) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空気中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

ロ 核燃料物質等を封入したカプセルにあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (2) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空気中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

別記第二(第五条関係) L S A - IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三(第十三条関係) A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験要件

一 A型輸送物に係る一般の試験条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、

(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。

(1) その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のもを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の核燃料物質等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件

液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四(第十四条関係) BM型輸送物に係る一般の試験条件

- 一 摂氏三十八度の条件下に一週間置くこと。この場合において、次の表の上欄に掲げる当該核燃料輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる放射熱を一日につき十二時間負荷すること。

表面の形状及び位置の区分		放射熱(ワット毎平方メートル)
水平に輸送される平面	下向きの表面	なし
	上向きの表面	八百
垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面		二百
その他の表面		四百

- 二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。

別記第五(第十六条関係) BM型輸送物に係る特別の試験条件

- 一 第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する核燃料物質等が特別形核燃料物質等以外のものであって、当該核燃料物質等の放射能の量が A_2 値の千倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

- 二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 摂氏三十八度の条件下に表面温度が一定になるまで置いた後、摂氏八百度で、かつ、平均値が最小で〇・九の放射率を有する火炎の放射熱の条件下に三十分間置くこと。この場

合において、別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷するものとし、当該核燃料輸送物の表面吸収率は〇・八又は実証された値とするものとする。

ロ 摂氏三十八度の条件下で別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第六(第十八条関係) 主務大臣の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等を収納した核燃料輸送物に係る試験条件

深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七(第十九条関係) BU型輸送物に係る一般の試験条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第八(第二十条関係) BU型輸送物に係る特別の試験条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第九(第二十一条関係) IP-2型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。ただし、主務大臣が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第十(第二十二条関係) IP-3型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十一(第二十四条関係) 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件

一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

二 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。

三 別記第三第一号ロ(3)及び(4)の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第十二(第二十六条関係) 核分裂性輸送物に係る特別の試験条件

第一号及び第二号のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第十一の条件の下に置くこと。

ロ ハの条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。

(1) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、かつ、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

(2) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。

ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。

ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、臨界の評価において、浸水又は漏水があらかじめ想定されている場合は、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第十一の条件の下に置くこと。

ロ 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十三(第二十九条) 六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件

一 供試物に二・七六メガパスカル以上の水圧を加えること。

二 運搬中に予想される圧力の最大値の二倍の圧力を加えた後、当該圧力の一・五倍の圧力まで降圧すること。

三 弁を取り付けた後、〇・六九メガパスカルの気圧を加えること。

別記第十四(第三十条関係) 六ふっ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第十五(第三十一条関係) 六ふっ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件

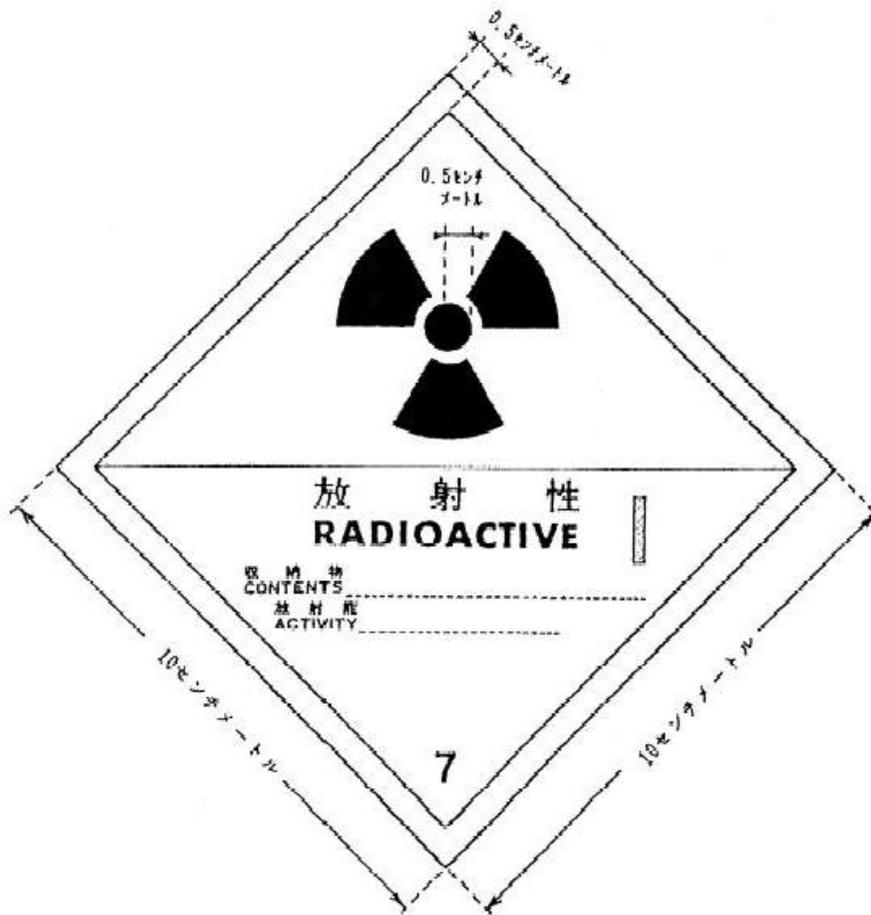
別記第五第二号の条件の下に置くこと。

別記第十六(第三十二条関係) 六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の代替試験の条件

一 供試物に一・三八メガパスカル以上の水圧を加えること。

二 別記第十二の二第二号及び第三号の条件の下に置くこと。

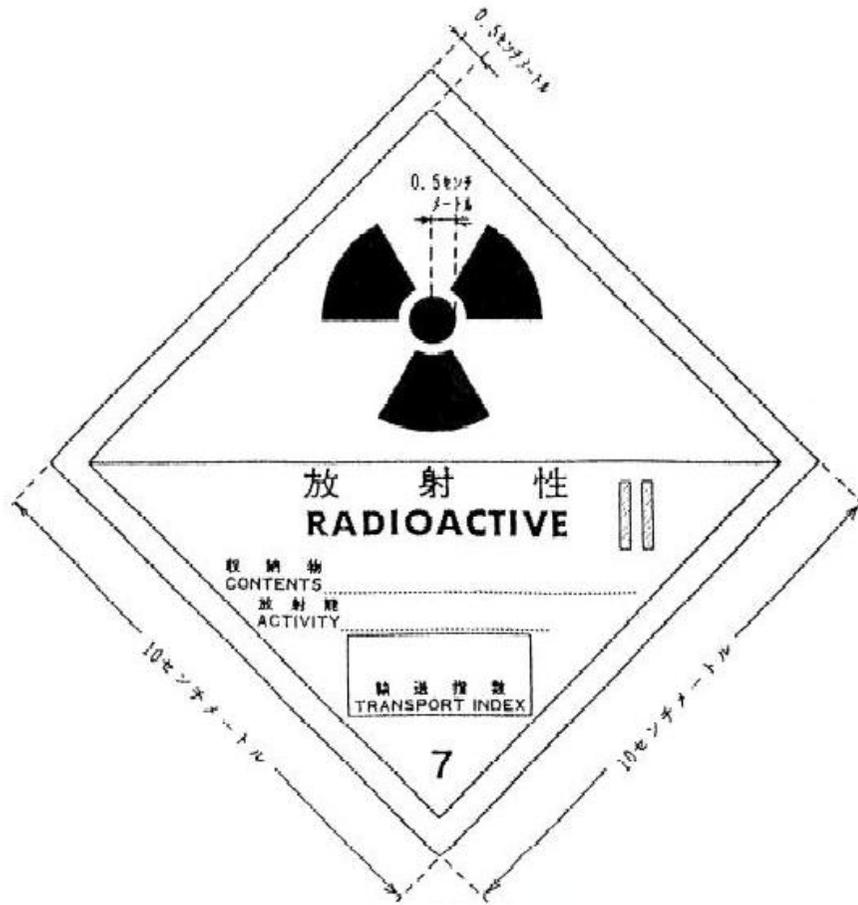
別記第十七(第三十七条関係)第一類白標識



- 注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 5 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

別記第十八(第三十七条関係)第二類黄標識

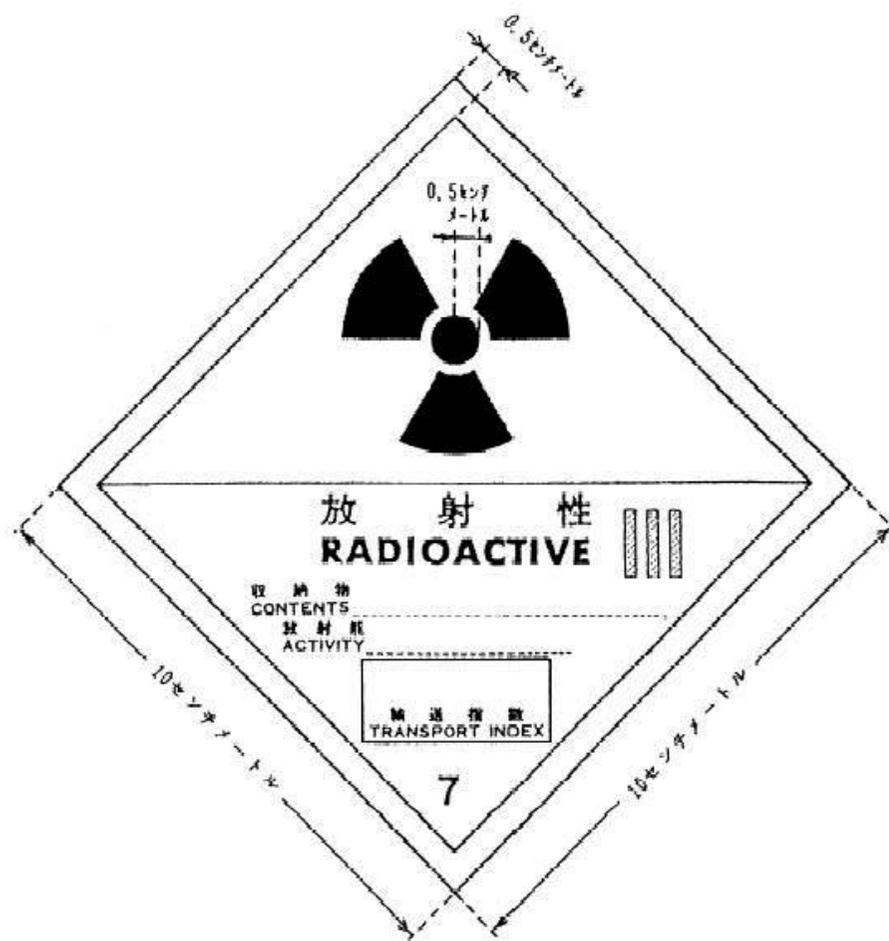


注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。

- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

別記第十九（第三十七条関係）第三類黄標識

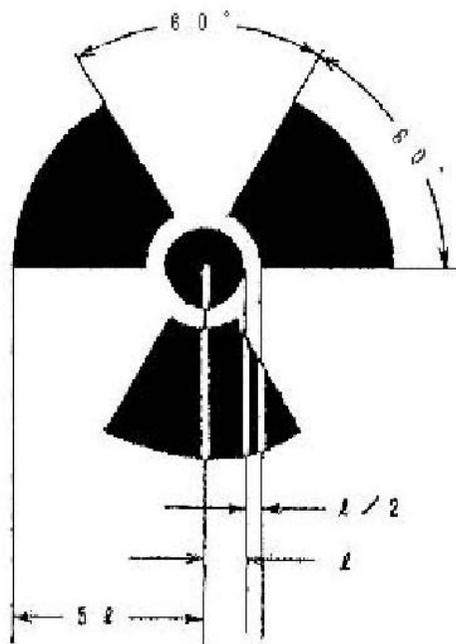


注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。

- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

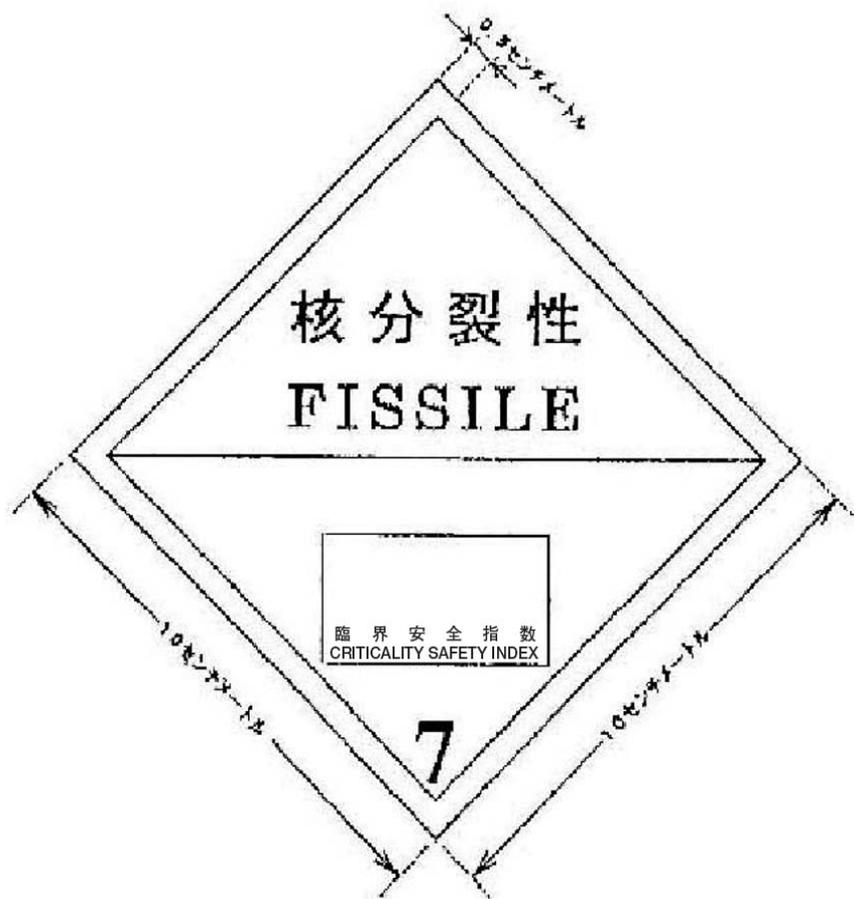
別記第二十(第三十七条関係)三葉マーク



注 1 l は、0.4センチメートル以上とする。

2 色彩は、黒とする。

別記第二十一 (第三十七条関係) 臨界安全指数標識



- 注 1 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
 2 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
 3 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

様式第 1 (第 41 条関係)

核燃料輸送物設計承認申請書

番 号

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料 (注 1)
- 3 核燃料輸送物の種類 (注 2)
- 4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (注 3)
- 5 輸送制限個数
- 6 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項
- 7 収納物の水密性に関する事項
- 8 BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
- 9 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

注1 寸法についてはセンチメートル又はメートル単位、重量についてはトン又はキログラム単位で記載し、併せて輸送容器の主要材料を記載し、輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

2 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

3 次のイからホにより記載すること。

イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ 重量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。

ホ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

備考1 規則第21条第1項第2号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。

イ 核燃料輸送物の説明

ロ 核燃料輸送物の安全解析

ハ 品質管理の基本方針

ニ 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

ホ 安全上の特記事項

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第 2 (第 41 条関係)

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番 号

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 既に交付された核燃料輸送物設計承認番号
- 3 変更内容
- 4 変更理由

注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。

備考 1 規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。

- イ 核燃料輸送物の説明
- ロ 核燃料輸送物の安全解析
- ハ 品質管理の基本方針
- ニ 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項
- ホ 安全上の特記事項

- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 4 主務大臣については、法第 59 条第 1 項の区分により記載すること。

様式第 3 (第 41 条関係)

核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書

番 号

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 41 条第 4 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 更新の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 主務大臣については、法第 59 条第 1 項の区分により記載すること。

様式第 4 (第 41 条関係)

核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書

番 号

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 41 条第 6 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 変更前
- 4 変更後
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 主務大臣については、法第 59 条第 1 項の区分により記載すること。

様式第 5 (第 41 条関係)

核燃料輸送物設計承認書廃止届出書

番 号

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 41 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 主務大臣については、法第 59 条第 1 項の区分により記載すること。